

令和2年度 修学旅行実施基本指針

丹波篠山市教育委員会

学習指導要領の中で、修学旅行は、「平素と異なる生活環境にあつて見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、集団生活の在り方や公衆道徳などについての望ましい体験を積むことができるような活動を行う特別活動のひとつである」と位置付けられています。

さて、今年度の修学旅行については、令和2年4月6日付け丹篠教学第39号「新型コロナウイルスの感染拡大防止にかかる方針について（通知）」にて、8月以降に延期することとしていました。

つきましては、その教育的意義を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を十分に行いながら、下記事項を基本として実施することとします。

ただし、今後の感染状況等によっては、教育委員会が中止等の要請をする場合もあります。

1. 基本的な考え方

- (1) 今後の感染状況により、中止となるリスクがあることも踏まえた上で、実施を前提に計画を進めること。
- (2) 旅行先で児童生徒・教職員に発熱等の感染が疑われる場合や感染が判明した場合に、学校・保護者がとるべき対応（付き添い・搬送・迎え等）を十分に考慮して計画を進めること。（別紙1：フロー参照）
- (3) 旅行先の選定にあたっては、上記の場合に必要な対応を取ることが困難な地域は避けること。
- (4) すでに計画を策定中であっても、県内及び近隣府県も含めた旅行先の柔軟な変更や行程の見直し、日程の変更及び短縮などについて、十分に検討を行うこと。
- (5) 実施時期については、可能な限り、感染リスクが高まることが想定される冬季を避け、2学期中の早期に実施することが望ましい。

2. 留意事項

各学校は、下記の内容について十分な確認をした上で、1か月前までに、様式第20号（第13条、第14条関係）「修学旅行実施について（届）」（※3）を教育委員会事務局（学校教育課）に提出すること。

- (1) 丹波篠山市及び就学旅行先の感染レベルがともにレベル1（※1）であること。
- (2) 政府もしくは兵庫県、丹波篠山市及び旅行先の自治体から、都道府県をまたぐ移動自粛や休業要請（※2）または、それらに準ずるような呼びかけがなされていないこと。
- (3) 保護者に対して参加同意書（別紙1）をとり、概ねの同意が得られること。

○ **感染が心配・不安等の理由で参加の同意が得られない場合の対応**

修学旅行先の感染状況や学校の講じる感染症対策について十分説明を行い、理解を得られるように努める。それでも理解を得られず、不参加の申し出があった場合は、無理に同意を求めないこと。

なお、不参加児童生徒への対応については、本人及び保護者と協議の上、十分に配慮すること。

(4) **3の感染防止対策**が講じられていること。

以上の考え方をもとに、各学校においては、修学旅行先で発熱等の感染が疑われる場合や感染が判明した場合に、学校・保護者がとるべき対応などを児童生徒・保護者に説明し、意向を十分に踏まえること。

また、出発当日までに、**2の留意事項**の内容を満たさない状況等が発生した場合、または出発日時点において、当該学年の全部または一部が臨時休業している場合は、当該校における修学旅行は中止または延期とすること。

※1 学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式（Ver. 3）」～（令和2年8月6日）
「レベル1」

生活圏内の状況が、感染観察都道府県に相当する感染状況である地域のうち、レベル2にあたらないもの（新規感染者が一定程度確認されるものの、感染拡大注意都道府県の基準には達していない。引き続き感染状況をモニタリングしながら「新しい生活様式」を徹底する地域）

※2 新型インフルエンザ等対策特別措置法による。

※3 様式第20号（第13条、第14条関係）「修学旅行実施について（届）」の「その他校長において必要と認める事項」の中に、新型コロナウイルス感染防止対策を記入すること。

3. 感染防止対策について

各学校は下記のガイドライン等を踏まえ、旅行中の感染防止対策に努めること。また、旅行事業者および学校が、事前に児童生徒・保護者に対して丁寧な説明を行うこと。

(1) ガイドライン等

①学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式（Ver. 3）」～（令和2年8月6日）

②感染リスク低減に向けた学校運営のガイドライン(Ver. 3)～「丹波篠山市立学校の新しい生活様式」～（令和2年8月19日）

③「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き（第2版）」（令和2年6月23日 一般社団法人日本旅行業協会）

④「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン（第1版）」（令和2年5月14日・5月21日一部改訂 全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会、日本旅館協会、全日本シティホテル連盟）

- ⑤「感染拡大予防にかかる施設利用指針【貸会議室】」（令和2年5月19日神戸市）
- (2) 具体的な感染防止対策等
- ①換気の悪い密閉空間、多くの人が集う密集場所、近距離での会話や発声等による密接場面という3つの条件が同時に重ならないように注意する。
 - ②旅行中の行程については、ゆとりをもって行動できるよう計画する。
 - ③出発前から体調の管理に十分配慮するよう事前指導を行う。出発当日も検温と健康調査を行い、発熱や体調不良の場合は、修学旅行を控えるよう指導する。
 - ④旅行中も朝・夕の検温を実施し、体調不良が感じられる児童生徒に適切に対応する。
 - ⑤食事、入浴、就寝の時間以外は、適切なマスクの着用に努め、手洗いをこまめに行う。また、時期に応じて熱中症予防対策を講じる。
 - ⑥公共交通機関の利用については、換気に留意し、全員がマスクを着用するとともに、乗車時には最小限の会話にするなど工夫を行う。また、貸し切りバスの場合は、休憩頻度を増やしたり、窓を2方向開けるなど十分な換気に留意する。
 - ⑦各輸送機関の座席については、乗り物内の換気機能を最大限に作動させ、マスクを着用し、会話を控えめにするを前提で、一人につき1座席ずつの利用を基本とする。（補助席の利用も可）
 - ⑧貸会議室等を利用する場合は、定員の2分の1以下での利用を目安とする。
 - ⑨食事については、ビュッフェスタイルではなく1人ずつのセットメニューを基本とする。食事の前後の手洗いを徹底し、食器類の共用を避ける。
 - ⑩浴場については、換気を十分に行い、同時に入室する人数を制限しながら利用する。
 - ⑪宿泊施設については、十分な換気や児童生徒間の距離を十分確保することが可能かどうかを確認したうえで選定する。
 - ⑫現地で発熱や体調不良者が出た場合の対応について、現地の医療機関等に事前に確認を行うなど対応方法を検討し、保護者に説明を行う。
 - ⑬帰宅後も健康観察（帰校後14日）を徹底し、万一感染者が発生した場合は、教育委員会に報告する。

4. 経費等について

(1) 旅行費用

- ①経費基準の範囲内での実施を原則とする。
- ②日程変更や感染防止対策の徹底などにより、やむを得ず経費基準を超える場合は、保護者への説明を十分に行い理解を得る。また、必要に応じて再検討を行う。
- ③観光庁が実施する「GO TO トラベル」事業（7月22日開始）において修学旅行が対象に含まれるため、申請については旅行事業者と協議を行う。また経費とあわせて保護者に説明を行う。

(2) キャンセル

- ①いつからキャンセル料が発生するのかを再度確認しておくこと。
- ②出発日の21日前(以降はキャンセル料が発生)までに、実施について判断する。
- ③出発日の21日前までに、新型コロナウイルス感染症感染拡大等の理由により旅行を中止した場合、旅行事業者に支払う必要がある経費(企画料相当額)については公費で負担する。
- ④出発日の20日前以降に、新型コロナウイルス感染症に関連した予期せぬ事態(当該校、または学年、学級の児童生徒や教職員に感染者が発生した場合や、政府もしくは兵庫県、丹波篠山市及び旅行先の自治体から、都道府県をまたぐ移動自粛や休業要請、また、それらに準ずるような呼びかけが発生した場合)が生じ、やむを得ず旅行を中止、または教育委員会から中止の要請があった場合には、必要となるキャンセル料は公費で負担する。